

令和 8 年度第 1 回 震災・風水害対策推進本部会議

令和 8 年 4 月 8 日（水）午前 11 時 15 分～正午
於 庁議室

総務部 防災課 防災計画グループ

目次

1. 防災に関する年間行事
2. 令和8年度総合防災訓練（図上訓練）及び非常参集訓練の実施
3. 豊島区業務継続計画の改定（令和8年度実施）
4. 保健・医療・福祉の連携について（課題共有）
5. 豊島区備蓄物資計画の修正
6. コールセンターの災害時対応

01

防災に関する年間行事

防災に関する年間行事（令和8年度）

昨年度に引き続き、全救援センターでの開設運営訓練や庁内訓練・庁外防災機関との連携訓練を通して、災害対応力の向上を図る。

令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	3月
会議	第一回 震災・風水 害対策推進 本部会議			第二回 震災・風水 害対策推進 本部会議						第三回 震災・風水 害対策推進 本部会議	防災会議
イベント		立教学院 防災フェス					防災フェス				
訓練	救援センター 開設運営訓練	全救援センターにて実施									
	庁内訓練	システム 操作訓練	災対本部 開設訓練	総合防災シス テム説明会 職員安否参 集確認訓練	IP無線 通信訓練	非常参集訓練 （全職員）			被災者生活 再建支援 システム 操作研修		
	庁外関係機関 連携訓練		東京消防庁 合同訓練	給水訓練 （文京高校）	IP無線 通信訓練 （事業者）	図上訓練 （震災）			給水訓練 （西池袋公園）	帰宅困難者 対策訓練 （予定）	
									東京消防庁 合同訓練		

※上記スケジュール他、東京都主導訓練（風水害図上訓練・首都直下地震図上訓練・画像定期通信訓練）に参加予定（実施日未定）

02

令和 8 年度総合防災訓練（図上訓練）及び非常参集訓練の実施

令和 8 年度 総合防災訓練（図上訓練）

訓練の概要

日時	令和 8 年 9 月 1 日（火） 午前 8 時 4 5 分～午後 4 時 0 0 分
場所	各執務室 本部会議は 5 1 0 会議室
想定	令和 8 年 9 月 1 日（火）午前 8 時 4 5 分発災 ※都心南部直下地震（豊島区最大震度 6 強）
参加対象者	①災对本部員（三役・災对各部長・担当部長・一部課長） ②災害対策要員 ③災害対策各部（※可能な限り多くの方の参加をお願いいたします。）
※①②は必ず参加	

令和 8 年度 総合防災訓練（図上訓練）

訓練の前提条件

訓練形態

防災課が被害想定をもとに設定する条件下において、災対各部の災害対策担当業務を実施していく条件付与型の図上訓練
(※後日説明会実施)

訓練で付与される条件等

総合防災システム上で付与される火災や道路被害、他の災対各部からの要請や問い合わせ等に対応する。

訓練の時間軸

令和 8 年 9 月 1 日（火）午前 8 時 4 5 分発災から約 7 時間

災害対策本部会議

(※次頁に詳細記載)

2 回実施、災対各部が報告事項資料を作成・報告する。

第 1 回：午前 1 1 時から正午

第 2 回：午後 3 時から午後 4 時

災害対策本部会議 協議・決定事項例

第1回災害対策本部会議（開催時間：午前11時～正午）

- ・ 被害状況の把握
- ・ 災害応急対策の方針（人命救助・負傷者救護・二次災害防止等）
- ・ 職員参集状況確認
- ・ 災对各部間の調整事項
- ・ 第2回本部会議までの対応指示

第2回災害対策本部会議（開催時間：午後3時～午後4時）

- ・ 被害及び対応状況
- ・ 災对各部間の調整事項
- ・ 明日までの対応方針及び今後3日間の計画（※本訓練の重点事項） など

訓練の流れ

時刻	項目
8:45	発災・各部訓練実施
9:00	
9:30	
10:00	
10:30	本部開始資料提出
11:00	第1回 災害対策本部会議 各災対部長による報告・4役指示
11:30	
12:00	昼休憩
12:30	
13:00	各部訓練実施
13:30	
14:00	
14:30	本部開始資料提出
15:00	第2回 災害対策本部会議 各災対部長による報告・4役指示
15:30	

システムを利用した訓練イメージ

総合防災システム



【指令情報部】

重要〇〇1丁目1番1号で大規模火災発生。
多数の死傷者発生

【災対土木部】

〇〇2丁目2番2号で道路陥没による通行止め発生



災対衛生部

【医療連絡班へ】

緊急医療救護所の開設状況を報告してください。
また、医療スタッフの参集状況を報告してください。

【医薬指導班へ】

●●1丁目1番1号で大規模火災が発生との情報あり。●●緊急医療救護所に多くの負傷者が来る可能性があるため、医薬の不足が想定されます。至急、医薬を搬送してください。

【指令情報部へ】

●●緊急医療救護所にて、災害拠点病院への要搬送者が●名発生。搬送用車両●台を至急要請します。

緊急医療救護所10か所のうち8か所が開設済。
残り2か所は開設準備中。開設済の8か所は全員が参集していますが、残り2か所は半分が参集して開設準備を行っています。

了解。災害薬事センターから●●緊急医療救護所へ医薬を搬送します。

了解。車両●台を●●緊急医療救護所へ派遣します。緊急医療救護所周辺●●2丁目2番2号で道路陥没が発生しているため迂回が必要です。●●分以上、到着に時間がかかる可能性があります。



医療連絡班



医薬指導班



指令情報部

災対各部で施設被害や要請等を入力しつつ、
被害状況をシステムで確認し、必要な対応を検討します。状況に応じて他部へ依頼します。

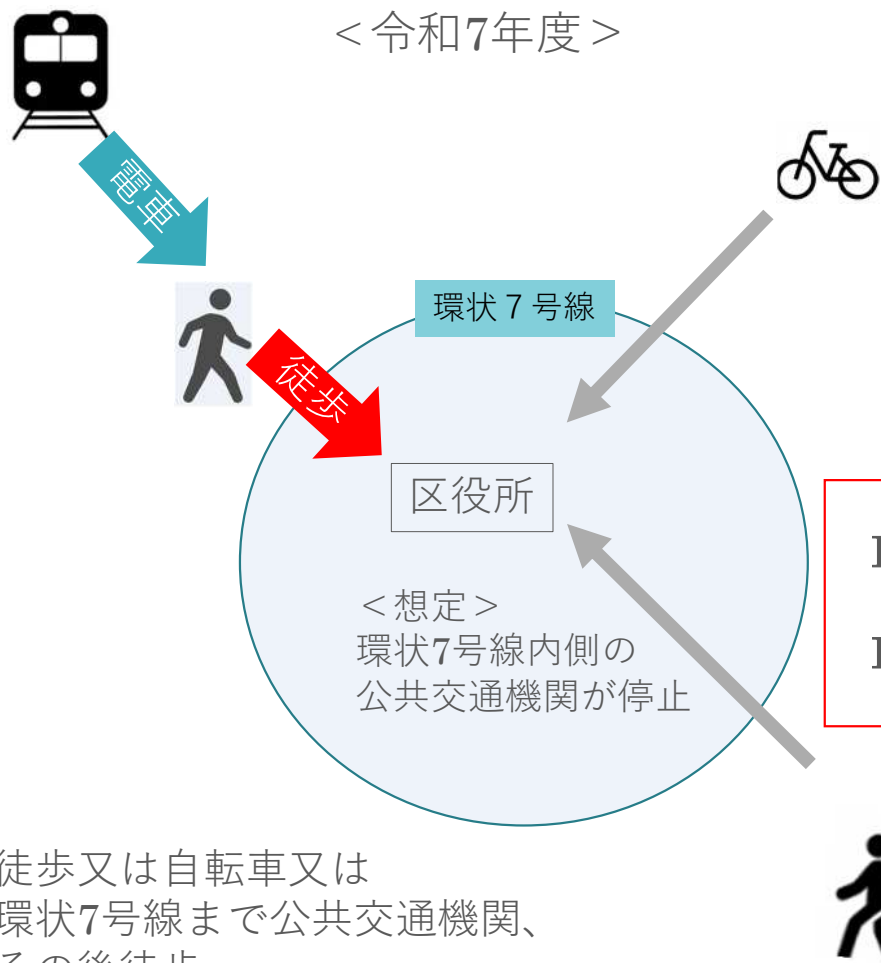
令和 8 年度 非常参集訓練（案）

訓練の概要

目的	業務時間外における、首都直下地震の発生を想定し、「全員配備態勢」発令時の職員登庁訓練を実施することで、都心部の公共交通機関の使用ができない状況下における、登庁ルートの確認と参集意識の浸透を図る。
日時	令和 8 年 8 月 1 日（土）～12月28日（金）のいずれか1日 ※実施日は各所属で割振調整
参加対象者	全職員 ※配慮申請承認者及び会計年度任用職員、自身の事情や職務の都合により徒歩参集が困難な場合を除く。
訓練内容	• 通常の出勤時間に自宅を出発し、原則として正午までに通常の勤務場所へ登庁する（13時から通常業務に従事することを基本とする）。 • 自宅を出発し、2時間を目安に徒歩にて参集する。正午までに登庁が困難もしくは疲労等の事情が生じた場合は、公共交通機関を併用して参集する。 • 原則、国道、都道を使って庁舎まで登庁する。

■ 昨年の訓練と今年の訓練

< 令和7年度 >

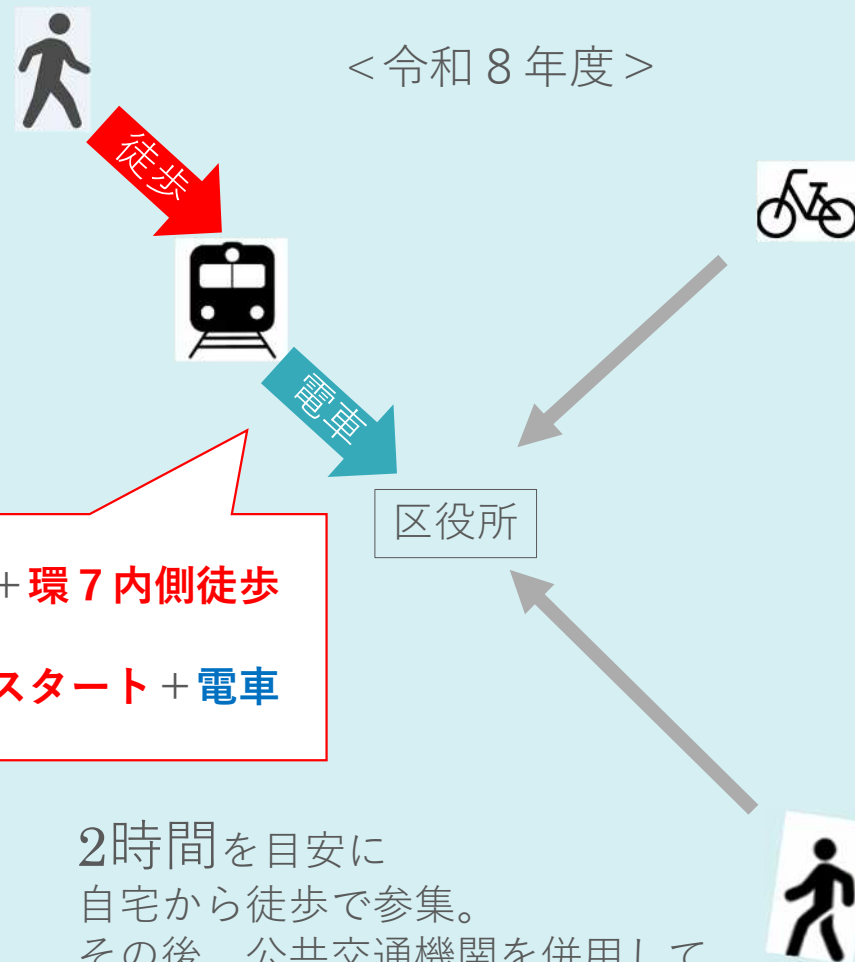


徒歩又は自転車又は
環状7号線まで公共交通機関、
その後徒歩

R7...電車 + 環7内側徒歩

R8...徒歩スタート + 電車

< 令和8年度 >



2時間を目安に
自宅から徒歩で参集。
その後、公共交通機関を併用して
正午までに登庁（自転車のみも可）

03

豊島区業務継続計画の修正 (令和8年度実施)

豊島区業務継続計画の改定

平成31年3月の最終改定以降、これまで見直しが行われていなかった豊島区業務継続計画について、現状に即した内容とするため改定を行う。

背景

国や都の動向や全庁的な災害対策の検討状況等を反映させる必要がある

首都直下地震による被害想定
(令和4年公表)

豊島区地域防災計画の大幅修正

全庁的な災害対策の検討状況

反映

豊島区
業務継続計画

- 令和4年には「首都直下地震による東京の被害想定」の見直しがあり、それを受けて本区においてもその被災想定を前提条件として豊島区地域防災計画を大幅な修正を実施した。さらに、令和6年能登半島地震の発生を受け、国や東京都が新たな指針や対策の方向性を示しており、これらを反映する必要がある。
- また、区役所内では全庁的な災害対策の検討を進めてきた中で、災害時の業務継続に関する課題や、組織横断的な連携体制の強化が求められる点が明らかとなってきた。
- これらの状況を総合的に踏まえ、災害発生時においても区民生活を支える行政機能を確実に維持するため、業務継続計画を見直すものである。

現計画の課題

現計画の前提条件の点検・見直しが必要

課題1

非常時優先業務選定基準の設定

(現計画には、発災直後に人命救助・救出の業務が優先される等の発災から経過時間に伴った明確な選定基準が定められていない)

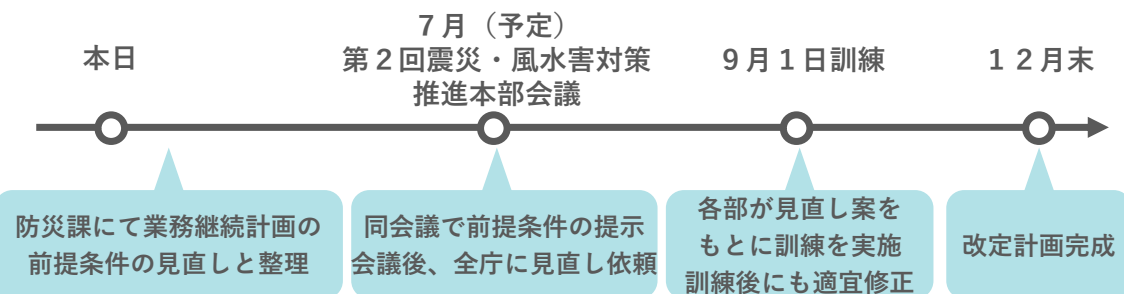
課題2

参集可能人数の点検

(R7年度実施の非常時参集訓練結果の反映)

今後の予定

第2回震災・風水害対策推進本部会議以降に全庁に見直し依頼。**年内の計画完成を目指す。**



非常時優先業務（応急対策業務および優先度の高い通常業務）の例

応急対策業務

※現計画から一部抜粋

管理課	管理班	応急・復旧	し尿処理		着手	→	→	→	→	→	ごみ減量推進課	区民の生命、生活及び財産の保護	
				必要人数	2	2	2	2	2	2			
				業務の内容	地域防災計画では、発災から3日目までマンホールトイレ等の備蓄しているトイレで対応し、3日目以降にし尿の収集体制が整った段階で仮設トイレを設置、し尿の収集を行う。なお、特別区内で稼働しているし尿の収集を行うバキューム車は約120台で、必要なバキューム車を特別区内で賄うことは不可能なため、早期に特別区共同で都や(公益財団法人)全国都市清掃会議等に支援の要請を行う。								
				業務目標	発災後、救援センター等の被害状況を把握し、し尿処理の収集の必要量を算定する。①家庭ごみで収集する携帯トイレの利用とマンホールトイレの利用を優先する。②それでも仮設トイレを使う場合は、極力バキューム車を使わない方向で進める。③今後は、自然分解するトイレの導入を検討する。3日目以降、可能な限り早期にし尿の収集体制を整え、仮設トイレからのし尿の収集を開始する。								
管理課	管理班	応急・復旧	災害時排出されるごみ等の収集に関する計画の策定		着手	→	→	→	→	→	ごみ減量推進課	区民の生命、生活及び財産の保護	
				必要人数	2	2	2	2	2	2			
				業務の内容	災害発生時の災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の策定								
				業務目標	発災後、すぐに情報収集・被害状況把握、土木部、清掃事務所、清掃工場等関係機関との連絡調整を行う。また、ごみ量の予測、事務所収集体制・能力を確認し、限定的な作業計画の策定に着手する。災害廃棄物処理計画に基づき初動体制を整え、対応にあたり、発災から一カ月程度経過し、被害の全体像が見えた段階で災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理にあたる。								

優先度の高い通常業務

※現計画から一部抜粋

作業課	作業班	応急・復旧	災害時排出される 家庭ごみ等の収集、 運搬及び処分		着手	→	→	→	→	→	豊島清掃事務所	区民の生命、生活及び財産の保護	
				必要人数	30	50	90	90	90	90			
				業務の内容	災害発生後の区内家庭から分別排出されたごみの収集を行う。								
				業務目標	①清掃工場等搬入場所の被害状況や道路状況の情報収集 ②収集作業開始 以降、応急対策・復旧状況に応じて収集継続								

04

保健・医療・福祉の連携について
(課題共有)

保健・医療・福祉の連携について（課題共有）

災害時には、保健、医療、福祉が複雑に絡み合う複合的な課題が発生する。
単独の部署では対応しきれないため、連携した対応が必要となる。

災害時に発生する複合的な課題

被災者の困りごとは多岐に渡り、相互に影響する



1人の被災者が
抱える困りごと
(例)

- 怪我や急病（医療）
- 持病の悪化や薬の不足（医療・保健）
- 衛生環境の悪化、感染症リスク（保健）
- 高齢者・障害者の避難支援（福祉）
- 介護サービスの停止（福祉）
- 心のケア（保健・福祉）

連携がなされないことで発生する問題

連携がなされないことが支援が必要な人への負担となる

- 同じ家庭に複数回訪問することになり、支援が必要な人に負担をかける
- 一方で、本当に支援が必要な人に誰も行けない状況が発生するおそれがある
- 情報が共有されず、支援が遅れる



どれか一つの分野だけでは対応しきれないこと、支援の抜け漏れや重複を防ぎ、確実に支援を届ける必要があることから、**保健・医療・福祉・防災による連携を検討する必要がある。**

被災者健康相談票 (共通様式)

訪問回	回 + () 回
相談日	
時間	

本様式に記入した内容は速やかに「被災者台帳」のデータベース等に入力すること

「被災者台帳」のデータベース等に入力された情報は、本人の同意がなくとも、市町村内部での利用や、他の地方公共団体や登録被災者支援協力団体に提供が可能

基本情報

ふりがな		生年月日	
氏名		性別	
住所			
世帯主			
電話番号		メールアドレス	
居所			
避難場所	避難所・自宅・親戚・知人宅・車中泊・その他 ()		
希望の避難場所	避難所・自宅・応急仮設住宅・災害公営住宅・親戚・知人宅・その他 ()		
家族等の安否		就業の有無	有・無

要配慮者情報

要配慮者	該当・該当なし
支援者	
身体障害者手帳 (種類・程度)	
療育手帳	
精神保健福祉手帳	
要介護認定区分	
理解できる言語 (外国人の場合)	
避難時のペット	有・無

各種文書の必要性

トイレ	必要あり・必要なし
食事	必要あり・必要なし
入浴	必要あり・必要なし
移動	必要あり・必要なし

共通様式・保健師等様式に関する情報の取扱い

関係行政機関、関係保健医療福祉機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の支援の実施に携わる関係者への情報提供の同意	同意あり・同意なし
--	-----------

※上記の項目は、「被災者台帳の作成等に関する標準手引き」(令和7年9月内閣府(防災担当) 避難文書版)作成に記述の標準的なデータ項目に準拠したものである。

被災者健康相談票 (保健師等様式)

本様式に記入した内容は「被災者台帳」のデータベース等に入力する必要はない
ただし、本様式に記入した情報は、本人同意があった被災者のみに提供が可能

身体的・精神的な状況

既往歴	現在治療中の病気	内服薬
高血圧、脳血管疾患、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、精神疾患、結核、アレルギー、その他 ()	高血圧、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、精神疾患、結核、アレルギー、その他 ()	なし・あり (中断・継続) 内服薬名 ()
		医療器材・器具
		在宅酸素・人工透析
		その他 ()
		食事制限
		なし
		あり 内容 ()
		水分 ()
		血液測定値
		最高血圧:
		最低血圧:

現在の状況 (自覚症状ごとに発症時期・持続・経緯を記載)	具体的自覚症状 (参考)
	①頭痛・眩暈・不眠・嘔吐感・めまい・息苦しさ・動悸・息切れ・肩こり・手足の症状・咽頭の症状・発熱・便秘・下痢・食欲不振・体重減少・精神運動減退・空虚感・不満足・決断力低下・焦燥感・ゆううつ・精神運動興奮・希望喪失・倦怠感等その他

日常生活の状況

	食事	保清	衣服の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
自立								
一部介助								
全介助								
備考 必要時など								

避難相談内容

相談内容	支援内容
	今後の支援方針
	解決・継続

災害ケースマネジメント実施の流れ

出典:「災害ケースマネジメント実施の手引き」(令和5年3月、内閣府(防災))9p

	平時 P.16	発災直後 ～避難所運営段階 P.33	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階 P.56	応急仮設住宅 供与段階以降 P.101
被災者の生活		避難所	応急仮設住宅	災害公営住宅
		在宅避難		
支援体制等	実施体制の検討・構築(市町村内) P.17			
	支援関係機関、NPO等との連携			
	計画等への位置づけ P.28			
	人材確保・育成、研修実施 P.150			
	災害ボランティアセンター設置・運営			
被災者支援		支援拠点の設置・運営		
		罹災証明書発行		
		被災者台帳作成・活用 P.145		
	アウトリーチ等	○主な目的 ・応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握 ・生活再建に向けた支援情報の適切な周知(罹災証明書の発行等) ○対象 ・避難所避難者、在宅避難者 →応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につなぎ、災害関連死を防止	○主な目的 ・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 ○対象 ・当該災害の被災者(全数調査が望ましい) →アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定	○主な目的 ・継続的支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 ○対象 ・仮設住宅入居者、在宅被災者等 →アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し
		※必要に応じて開催 ※応急的に対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐことが重要	○目的 ・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等	○目的 ・アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等
		必要に応じて、適切な支援先へのつなぎ等支援を実施	・適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 ・次の生活への移行等、避難所で生活する被災者への支援を実施	適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 →行政内関連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等
		○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、避難所運営や要対応者への対応状況、全体的な方針等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等
	災害ケースマネジメント ケース会議			
	支援へのつなぎ等			
	災害ケースマネジメント 情報連携会議			

05

豊島区備蓄物資計画の修正

豊島区備蓄物資計画の修正

豊島区備蓄物資計画策定（令和５年１２月）以降、更なる避難所環境の改善を図るため、女性の視点ＰＴでの検討や国・都の指針を踏まえ、備蓄品目の充実を図った。

修正までの経緯と主な修正点

「豊島区備蓄物資計画」 （令和５年１２月）

- ・国や都の動向、各種参考文献を踏まえ、備蓄物資数の算定根拠・方法を明確化した備蓄物資計画

女性の視点ＰＴでの検討 新たな国・都の指針や改定

- ・「女性の視点からみた防災ＰＴ」（令和６年度）
- ・「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」（令和６年１２月内閣府改定）
- ・「東京トイレ防災マスタープラン」（令和７年３月都策定）

反映

主な修正点

- ・女性の視点ＰＴで要望のあった衛生用品や使い捨てカイロ等の備蓄品を新たに配備
- ・従来の段ボール間仕切りから、よりプライバシーの確保されたワンタッチテントに移行
- ・質の高いトイレ環境の実現のため、簡易トイレ（自動密封式）を配備

豊島区備蓄物資計画の修正

計画に反映した主な備蓄品については以下のとおりです。

今後も、国・都の指針を踏まえ、要配慮者に配慮した備蓄品の導入を進めていきます。

女性の視点からみた 防災P T

- ✓ 女性目線での避難所運営実現のため、女性の視点P Tで要望のあった備蓄品を配備



おりものシート	保湿クリーム
からだふきシート	使い捨てカイロ
防犯用ホイッスル	尿漏れパッド
蓄電池	ゴミ袋
携帯用充電器・コード	洗濯ばさみ・物干しラック

ワンタッチテントの配備

- ✓ これまでの段ボール間仕切りから、女性や子どもに配慮し、よりプライバシーが確保されたワンタッチテントへ移行



移行



自動密封式 簡易トイレの配備

- ✓ 足が不自由等の身体的な理由からマンホールトイレまでの移動が困難な方が主にお使いいただけるよう、全避難所へ2台ずつ配備予定

衛生面を考慮した
自動密封式の簡易トイレ

35 台



06

コールセンターの災害時対応

コールセンターの災害発生後対応（検討状況）

1. 現行受電体制

	現状	対応先	体制について
体制	開庁時 (平日・土曜日8:30~17:15)	コールセンター (委託事業者)	2~5人
	閉庁時	宿直(職員)	1~2人

2. 現在のコールセンターとの災害時における契約状況

令和8年度「豊島区役所コールセンター運營業務委託」仕様書

7.4.1 非常時におけるコールセンターの役割

- 予め想定可能な対応については、本区と協議の上、対応手順・内容等を策定しておくこと。
なお、震災（地震災害）発生時の対応については、本区との協議により別途定めるものとする。
⇒現時点で、受託者との協議は行われていない。

3. 非常時（発生時から72時間程度）におけるコールセンターの役割

※コールセンターでの聞き取り情報（防災課確認）

①安否確認 ②救助要請 ③マスコミの取材 ④それ以外（原則、HPを確認するよう伝達）

4. 検討状況

	課題	●現状・◆今後の方針
1. 必要な検討の視点	時系列（24時間、72時間、それ以降）など発生直後や一定期間経過後の区全体の（コールセンターを含む）対応について整理ができていない。 発生時別 開庁時・閉庁時（夜間・日曜・祝日・年末年始）など発生時間毎の初期の受電体制を区全体（代表電話・宿直・各課直通）でどう調整するのか決まっていない。	●発生からの経過時間で対応が大きく異なると思われるが、能登等他自治体の被災時のデータがないため、時系列での具体的な受電体制や対応方針の策定が困難になっている。 ◆時系列での受電内容の変化分析…災害対策本部との調整 ◆閉庁時の受電対応…災対総務部や宿直との調整
2. 受電体制	①役割の明確化 1) コールセンターの役割 ⇒役割が不明確なため、どこまで人員等を確保してもらうのか未調整（OP人数、期間、時間帯等） 2) 区の役割 ◇全庁的・横断的な役割分担が未整備 ⇒・災害時の電話の転送先不明 ・聞き取った場合、内容をどこにどのように伝達するのか未整理 ↓ ◇全庁的なマニュアル・FAQの作成が必要となる ◇防災アプリ等を活用したオンラインでの安否情報の連絡方法が未整備。 ②膨大な問い合わせが発生した場合の対応 大量に発生すると見込まれる「放棄呼・待ち呼」への対応方針が固まっていない。（72H以内）	●現行の契約内容ではカバーされていない。 ◆コールセンターが対応できない時間の区としての受電体制の検討が必要 ◆全庁でのBCP（職員体制含む）の見直し コールセンターでの体制拡充には限界があるため、区として別の電話番号を設置する必要性について検討が必要
3. 事前の周知	※いかに受電件数を減らすのか事前の対策が重要である。 ◇防災アプリの有用活用 ◇災害時のHP機能と受電対応との連動	防災課や広報課と連動した検討が必要